

募集要項 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	①	項目等	修正前	修正後
1	15	第2	1	(13)						各種計画支援、改築・増築に係る費用	なお、市は本事業期間中の各種計画支援に係る費用の総額を約2.79億円（消費税及び地方消費税を含まない。）、改築に係る費用の総額を約57.91億円（消費税及び地方消費税を含まない。）を予定価格としている。これを上限として、応募者は各種計画支援、改築について提案すること。なお、事業年度毎の上限額は提案様式31（6）、（7）に示すとおりである。	なお、市は本事業期間中の各種計画支援に係る費用の総額を約2.79億円（消費税及び地方消費税を含まない。）、改築に係る費用の総額を約58.46億円（消費税及び地方消費税を含まない。）を予定価格としている。これを上限として、応募者は各種計画支援、改築について提案すること。なお、事業年度毎の上限額は提案様式31（6）、（7）に示すとおりである。
2	33	第3	6	(2)	ア					S P C の設立	優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P Cとして、会社法に規定する株式会社を市内に速やかに設立しなければならない。なお、事業期間中はS P Cの本社所在地を市外に移転させないものとする。 <u>なお、事業期間中はS P Cの本社所在地を市外に移転させないものとする。</u>	優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P Cとして、会社法に規定する株式会社を市内に速やかに設立しなければならない。なお、事業期間中はS P Cの本社所在地を市外に移転させないものとする。
3	47	別紙5								図 料金徴収停止フロー	—	(債権回収時期の例示を追記)
4	57	別紙7								開示資料集	—	(No. 280～301を追記)